

# アメリカにおける労働市場構造に関する研究

—最低賃金動向が雇用情勢へと及ぼす影響—

谷 花 佳 介\*

## 1. はじめに

本稿はアメリカにおける労働市場の構造を最低賃金動向の観点から検討するものである。具体的には最低賃金の動向が雇用へと及ぼす影響について、実証的見地から検証を行う。

近年の我が国では経済格差是正、同一労働同一賃金を目的とした最低賃金の引き上げが行われている。他方、アメリカでは経済的格差の拡大、中間層の弱体化が生じ、このことがサブプライム問題<sup>1)</sup>、ひいてはトランプ政権支持の土壌になったとの指摘がある<sup>2)</sup>。

格差拡大や中間層の弱体化はいずれも根深い問題であるが、このことを雇用および労働市場構造の面からとらえると、外注化進展による良質な雇用の減、1980年代から顕著となった労働組合の交渉力低下、実質賃金の伸び悩みなどが有機的に関連し合っていることが背景として考えられる。いわば経済成長の果実がアメリカ国民全体に及んでいないことになるが、たとえば当時のオバマ政

---

\* 谷花 佳介 (Keisuke TANIHANA)。大阪経済法科大学経済学部准教授。博士(経済学)。

1) Council of Economic Advisers (CEA) (2012) では、サブプライム問題の背景には中間層の経済的苦境があり、とくに信用力の低い者は生活水準を維持するため住宅金融に過度に依存せざるを得なかった、との指摘がなされている。

2) 金成隆一『ルポ トランプ王国—もう一つのアメリカに行く』岩波書店、2017年。

権もこれら問題に懸念を表明しており、中間層強化、経済的格差是正を目的とした「中間層重視の経済学」を提唱するに至った<sup>3)</sup>。先に述べたように、アメリカにおける雇用および労働市場は課題を抱えたものであるが、中間層弱体化、経済的格差拡大の一因として最低賃金の停滞が指摘されている<sup>4)</sup>。したがって「中間層の経済学」では上記課題に対する有効な施策として最低賃金水準の上昇が位置づけられているが、このことの是非は本稿における分析視角を与えるものである。

## 2. アメリカにおける最低賃金制度に関する議論

### (1) 最低賃金制度の性格<sup>5)</sup>

連邦レベルでのアメリカの最低賃金制度は1938年の「公正労働基準法 (Fair labor Standard Act)」にはじまる。これはマサチューセッツ州を皮切りに1910年代より着手された州別の最低賃金制度の影響を受けたものである。初期の最低賃金制度は女性、若年層といった経済的に弱い立場にある層の救済を目的としており、低賃金に直面する層の生活難の除去をねらったものであった。1938年よりはじまる連邦最低賃金制度は先の目的にくわえて、1929年の大恐慌を背景とした大幅な賃金下落に直面した層や成人男性も視野に入れたアメリカ国民全体の救済としての性格を持っていた。つまり国民所得を保全する意図を持っていたと考えられる。

表1にあるように連邦最低賃金は幾度も改定が加えられ、同時にその対象も拡張されてきた。しかしながら、図1からみてとれるように、近年の最低賃金引き上げに議論の背景となった連邦最低賃金の実質価値は1980および1990年代を通じ停滞している。

歴代政権もこうした状況を把握しており、たとえば1990年代後半においては

3) CEA (2010) を参照されたい。

4) たとえばCEA (2014) では、当時の\$7.25/時という連邦最低賃金の実質価値は1950年と同水準であるとの指摘がなされている。

5) 本節の議論は、労働政策・研修機構「欧米諸国における最低賃金制度」JILPT資料シリーズNo.50, 2008年、笹島芳雄「アメリカ合衆国の最低賃金制度の経緯、実態と課題」『日本労働研究雑誌』No.593, 2009年, pp.55-67より学んだ。

表1 連邦最低賃金の推移

発行期日	1938年法	1961年改正法	1966年改正法	
			非農業	農業
1938年10月24日	\$0.25	-	-	-
1939年10月24日	\$0.30	-	-	-
1945年10月24日	\$0.40	-	-	-
1950年1月25日	\$0.75	-	-	-
1956年3月1日	\$1.00	-	-	-
1961年9月3日	\$1.15	\$1.00	-	-
1963年9月3日	\$1.25	↓	-	-
1964年9月3日	↓	\$1.15	-	-
1965年9月3日	↓	\$1.25	-	-
1967年2月1日	\$1.40	\$1.40	\$1.00	\$1.00
1968年2月1日	\$1.60	\$1.60	\$1.15	\$1.15
1969年2月1日	↓	↓	\$1.30	\$1.30
1970年2月1日	↓	↓	\$1.45	↓
1971年2月1日	↓	↓	\$1.60	↓
1974年5月1日	\$2.00	\$2.00	\$1.90	\$1.60
1975年1月1日	\$2.10	\$2.10	\$2.00	\$1.80
1976年1月1日	\$2.30	\$2.30	\$2.20	\$2.00
1977年1月1日	↓	↓	\$2.30	\$2.20
1978年1月1日		\$2.65		
1979年1月1日		\$2.90		
1980年1月1日		\$3.10		
1981年1月1日		\$3.35		
1990年4月1日		\$3.80		
1991年4月1日		\$4.25		
1996年10月1日		\$4.75		
1999年9月1日		\$5.15		
2007年7月24日		\$5.85		
2008年7月24日		\$6.55		
2009年7月24日		\$7.25		

(出所) U.S. Department of Labor.

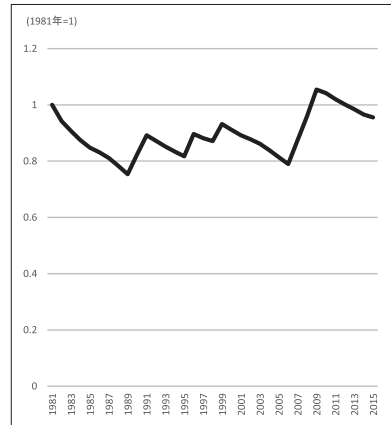


図1 連邦最低賃金の実質価値

(資料) U.S. Bureau of Labor Statistics による連邦最低賃金に関する数値をU.S. Bureau of Economic AnalysisによるGDPデフレーターにより実質化。

連邦最低賃金の\$6.65/時への引き上げが議会で模索されている、くわえて当時のクリントン政権も連邦最低賃金の引き上げの必要性を表明しているが<sup>6)</sup>、いずれにおいても連邦最低賃金の引き上げは実行さ

れていない。2007～2009年において連邦最低賃金の引き上げが実行に移されているが、これは「2007年米軍整備、退役軍人支援、カトリーナ復興支援、イラク責任予算法 (U.S. Troop Readiness, Veterans' Care, Katrina Recovery, and Iraq Accountability Appropriation Act of 2007)」に基づく中小企業支援策と抱き合わされる形ようやく成立したものであった。このことにより連邦最低賃金は約8年ぶりに引き上げられることになったが、2009年の改定から現在に至るまで\$7.25/時に据え置かれたままである。

6) たとえばCEA (1999) を参照されたい。

「中間層重視の経済学」を唱導する当時のオバマ政権は2013、2014年と二回にわたる一般教書演説<sup>7)</sup>で最低賃金引き上げの必要性を繰り返し訴えており、続く2014年2月に連邦政府の契約業者における最低賃金を引き上げる大統領令に署名した<sup>8)</sup>。このことにより連邦政府との契約に基づいた事業のみに限定された形ではあるものの、当該事業者が従業員へと支払う最低賃金は\$10.10/時へと引き上げられることになった。

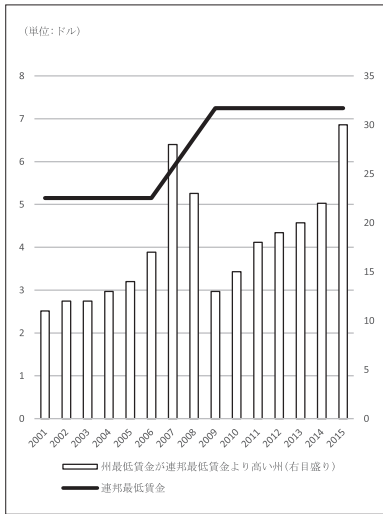


図2 連邦/州最低賃金動向  
(出所) U.S. Bureau of Labor Statistics.

先に述べたように、アメリカにおける最低賃金は連邦によるものと各州によるものからなり、双方のうち高いものが適用されることになる。たとえば州最低賃金が連邦のそれと比較して低い場合、連邦最低賃金が最低賃金として適用されることになる。図2によると連邦最低賃金の引き上げに追随し、それを上回る最低賃金水準を採用する州が増加していることがわかる。いわば連邦最低賃金は賃金水準上昇の「呼び水」と同時に、賃金の下限としての役割を果たしている。この意味で政権の賃金水準に対する政策態度を示すものとも考えられる。

## (2) 最低賃金引き上げの是非

最低賃金制度の導入には雇用・契約の自由に対する侵害、市場への政府介入に対する不信および企業の負担感などを背景に抵抗感が強い。事実、「公正労働基準法」の成立には労働時間の修正など紆余曲折があり、ひるがえって近年の

7) “Address before a Joint Session of Congress on the State of the Union,” February 12, 2013 および “Address before a Joint Session of Congress on the State of the Union,” January 28, 2014を参照されたい。

8) “Executive Order 13658 Establishing a Minimum Wage for Contractors,” February 20, 2014を参照されたい。

オバマ政権による連邦最低賃金引き上げの試みは共和党が多数を占める議会の抵抗、財界の反対もあり適用範囲が連邦契約業務従事者のみへと狭められるなどいささか限定された結果となっている。

そもそも経済理論に依拠すれば、一般的な完全競争市場では最低賃金の引き上げは雇用者の労働力需要を減退させることで、雇用量は減少してしまう。つまり貧困削減を目的とした最低賃金の上昇は雇用喪失を通じて、かえって生活困窮の度を悪化させる可能性も指摘されうるのである。このような最低賃金の動向が雇用に与える影響は、本稿が注目し、分析する点でもある。そこで本節ではまず、アメリカを対象とした先行研究を吟味することにより、最低賃金が雇用動向に与える影響について整理する。

#### ① 最低賃金引き上げに対する肯定的見解

オバマ政権における最低賃金引き上げの論拠として考えられるのがCEA (2014b) である。ここでは、連邦最低賃金の引き上げは全米で2800万人の労働者に利益をもたらし、貧困家庭の生活状況の改善にも資するものとして位置づけられている。

さらにCEA (2014b) では、連邦最低賃金引き上げは労働者のモラルを向上させ、かつ離職率を低下させることにより経済の生産性向上に積極的な効果を与えるものとして位置づけられている。ここで最低賃金が雇用へと及ぼす影響に関心が向くが、最低賃金と雇用との関係についてCEA (2014b) ではとくに関連は見いだされていない。

CardおよびKruegerらの研究は、最低賃金引き上げが雇用へと及ぼす負の影響を否定する代表的なものである。彼らによる一連の研究は、最低賃金動向に影響を受けやすいとされる若年労働者を対象とし、最低賃金の上昇を経験したグループを処置群、それ以外のグループを統制群とした差の差推定を用いる点に特色がある。

まずCard (1992) は、1988年に州最低賃金を\$3.35 / 時から\$4.25 / 時へと引き上げたカリフォルニア州を処置群、他の州を統制群とした分析を行っている。Card (1992) はカリフォルニア州と他の州との雇用動向を比較しているが、

最低賃金の上昇を経験したカリフォルニア州では若年労働者の労働参加率が他と比べて上昇していることが確認されている。さらにカリフォルニア州では他の州と比べ、低賃金労働者の所得状況が大きく改善されたことも同時に確認されている。つまりこの分析結果に依拠するならば、最低賃金の上昇は、その影響を受けやすい層の経済状況を改善する一方で、雇用に対してもプラスの影響をもたらす効果を持つことになるといえる。

Card and Krueger (1994) も最低賃金引き上げの雇用に対する正の効果を認めるものである。Card and Krueger (1994) では最低賃金動向に影響を受けやすい若年労働者が多く雇用されているファストフード店での雇用動向を対象に、州最低賃金が引き上げられたニュージャージー州を処置群、州最低賃金が据え置かれたペンシルベニア州という隣り合う二つの州における差異を分析している。彼らは二つの州それぞれのファストフード店について電話調査を行い、雇用動向の追跡を行っている。それによると、州最低賃金の引き上げが行われたニュージャージー州では雇用量の増加が見られたのに対し、州最低賃金が据え置かれたペンシルベニア州では雇用の減少が見られることになった。つまりCard and Krueger (1994) の検証結果を踏まえると、最低賃金の上昇には雇用を引き下げる効果はなく、むしろ雇用を増加させる効果を持つものとして理解されることになる。

一般的に最低賃金の上昇あるいは均衡水準を上回る賃金の設定は、市場システムを歪め非効率な雇用状況をもたらすと考えられる。しかしながら、労働市場が需要独占にある場合、最低賃金制度導入といった政策介入は雇用を増やし、経済厚生を改善させるものと考えられる。最低賃金の上昇が雇用の改善をもたらすとするCard and Krueger (1994) は、労働市場における買い手独占の存在を示唆するものであり、労働市場構造に対するより綿密な分析視野の必要性を投げかけるものといえる。

Card et al. (2000) は、U.S. Bureau of Labor Statisticsによる統計を用いることで先のCard and Krueger (1994) を再検討したものである。Card and Krueger (1994) と同様に隣り合うニュージャージー州とペンシルベニア州が分析対象となっているが、前者では州最低賃金が\$5.05/時へと再度引き上げられたのに対し、

後者の州最低賃金は据え置かれている。Card et al. (2000) の分析結果によると、最低賃金の影響は事業所ごとに正、負双方の効果が混在しているものの、州最低賃金の引き上げのあったニュージャージー州ではわずかながらの雇用増加が確認されている。総じて言えば、最低賃金の動向は雇用とは無関係であることが把握される。

Persky and Baiman (2010) でもCardとKruegerらの検証と同様に、差の差推定による最低賃金動向と雇用との関係に対する分析が行われている。ここでは隣り合うイリノイ州とインディアナ州双方における飲食店での雇用が分析対象となっている。前者で2004くわて2005年と州最低賃金引き上げが行われたのに対し、後者での州最低賃金は据え置かれている。そこでPersky and Baiman (2010) は両者における飲食店での労働投入に対し最低賃金が及ぼす影響を分析している。これによると、最低賃金が据え置かれたインディアナ州と比較した場合、イリノイ州ではわずかな労働投入の減少が確認できるものの、総じて言えば正あるいは負といった明確な効果は確認されていない。対象とした地域は異なるものの、Persky and Baiman (2010) の分析結果は、先に検討したCard et al. (2000) のそれと同様の性格を持つといえる。

このように最低賃金の上昇はマイナスはともかくとして、雇用動向に影響を与えないのであれば、当時のオバマ政権が主張するように<sup>9)</sup> 経済厚生が悪化を惹起するとは考えられず、経済的困窮に対する有効な処方箋になると考えられる。

## ② 最低賃金引き上げに対する否定的見解

Congressional Budget Office (CBO) (2014) は、先のCEA (2014b) と同じ当時の政権の公式見解として位置づけられ、連邦最低賃金引き上げによる効果について二つの想定に基づき試算を行っている。

これによると、まず連邦最低賃金が2016年まで三段階で\$10.10/時まで引き上げられた後に、インフレ率に応じて調整される場合、収入が貧困線以下の家庭全体で約50億ドル実質所得の上昇が生じ、90万人が貧困ラインから引き上げ

---

9) たとえばCEA (2012,2013) を参照されたい。

られることになる。しかしながら、50万人の職が失われ、貧困ライン6倍以上の所得を得ている家族では全体で170億ドルの所得が失われることになる。

一方で2016年まで二段階で\$9.00/時まで連邦最低賃金が引き上げられ、その後インフレ調整が行われない場合では、貧困線以下の収入である家族に対して全体で10億ドルの実質所得の上昇をもたらされ、30万人が貧困線から脱却することになるが、10万人の職が失われることになり、貧困ラインの6倍以上の収入を得ている家族は全体で40億ドルの所得減少に直面することになる。

このCBO (2014) の試算にしたがえば、連邦最低賃金の引き上げは貧困に直面する家族の経済状況を改善する一方で、雇用減少という代償がともなうことになる。この結果は先のCEA (2014b) による分析結果とは異なっており、雇用へと与える影響における公式見解が割れていることから最低賃金政策の判断の難しさをうかがわせるものとなっている。

最低賃金引き上げが雇用へと及ぼす影響は長きにわたって関心が持たれてきた。たとえばBrown et al. (1981, 1982) は最低賃金から影響を受けやすい10代労働者の雇用と最低賃金との関係について、先行研究を吟味することによる検討を行っている。これによると総じて言えば、1954～1979年において、アメリカでは10%の最低賃金の上昇は10代の雇用量を1～3%減少させることが確認できる。

先の表1 および図2によると、1980年代では連邦最低賃金の改定は停滞しており、その実質価値も低下を見せている。つまり1980年代は連邦最低賃金の経済に対する影響が弱まった時期といえる。この1980年代に焦点を当てているのがWellington (1992) である。これによると10%の連邦最低賃金の上昇は10代の雇用量を約0.6%減少させる一方で、20代の雇用量には影響を及ぼさないことが明らかとなる。この分析結果は、先のBrownらのそれと比べ負の効果は軽減されているものの、連邦最低賃金引き上げが雇用を損なうという点で共通している。

最低賃金動向が雇用へと及ぼす影響について分析するもので代表的なものがNeumarkらの一連の分析である。まず、Neumark and Wascher (1992) は1973～1989年を分析期間とし、連邦最低賃金の上昇が10代および若年層における雇用



へと与える影響を検討している。この分析によると、10%の連邦最低賃金の上昇は10代では1～2%の雇用量の減少が生じ、くわえて若年層全体では1.5～2%の雇用が失われるとされる。つまりNeumark and Wascher (1992) の分析結果はによれば、最低賃金の上昇は雇用に対して負の影響を与えるものとなり、これは先のBrownらの分析結果を踏襲するものといえる。

先のCard and Krueger (1994) の分析に対し異議を唱えているのがNeumark and Wascher (2000) である。ここではCard and Krueger (1994) で行われた電話調査での誤差を指摘したうえで、彼らは独自にファストフード店のデータを作成し、これに基づいた分析を行っている。これによると先のCard and Krueger (1994) と同じくペンシルベニア州とニュージャージー州双方で雇用の減少が生じており、とくに州最低賃金の引き上げが行われたニュージャージー州での雇用の減少はペンシルベニア州と比較して著しいものとなっている。このNeumark and Wascher (2000) は分析対象、手法ともにCard and Krueger (1994) を踏襲したものであるが、これに依拠すれば最低賃金の引き上げは雇用の減少をもたらすものとなり<sup>10)</sup>、経済理論より導き出される一般的な見解を補強するものとなっている。

1980年代には停滞していた連邦最低賃金の動向であるが表1にあるように、1990年代に入ってから1990、1991年と連続して引き上げが行われている。こうした1990年代初頭に行われた連邦最低賃金引き上げが10代労働者の雇用へと及ぼす影響を検討しているのがDeere et al. (1995) である。彼らの分析によると、1990年代初頭の連邦最低賃金の引き上げにより10代男性で7.3%、10代女性で11.4%の雇用が失われたことになる。

### ③ マクロ経済状況を考慮した研究

2006年以降アメリカは深刻な景気後退に見舞われた。その中で表1にあるよ

---

10) CardおよびKruegerらの分析は最低賃金の上昇が雇用に正の効果をもたらす点に特色がある。しかしながら、先に吟味したCard and Krueger, "Minimum Wage and Employment: Reply" においては最低賃金引き上げは雇用に対し積極的な影響を与える結果は見いだされていない。

うに、2007～2009年において三度の連邦最低賃金引き上げが実施されている。不況という通常とは異なった経済状況のなかでの最低賃金引き上げの効果はいかなるものであろうか。先行研究を吟味し、その影響を検討しておこう。

Holmes et al. (2009) は1960および1970年代を分析対象とし、アメリカにおける好況、不況期それぞれにおける最低賃金動向が若年層の雇用へと及ぼす影響を検討している。これによると最低賃金の上昇は、不況期では若年層の雇用率に対し負の効果を及ぼす一方で、好況では正・負ともに効果は与えないことになる。さらにこの好況と不況における効果を総合的に考慮した場合、Holmes et al. (2009) の分析結果によれば、両者は相殺され最低賃金の上昇は若年層における雇用には影響を与えないことになる。

すなわち不況期と好況期双方における最低賃金上昇について考えてみると、まず不況期では雇用量は労働力需要に制約を受けるため、最低賃金の上昇は雇用の喪失を招くと考えられる。その一方で好況期では雇用量は労働力供給に左右されるため、最低賃金の上昇は雇用に悪影響は及ぼしにくいと考えられる<sup>11)</sup>。

つまり好不況をトータルで考えた場合、最低賃金上昇が雇用へと及ぼす影響は好影響、悪影響ともに相殺されると考えられる。

Addison et al. (2011) はリーマンショックに見舞われた時期を含む2005～2010年のアメリカを対象とし、数種のデータと手法を用いることで最低賃金の動向が飲食店従業者へと与える影響を検討している。このAddisonらの分析によれば、最低賃金の上昇は飲食店従業者の所得を上昇させることになる。一方で雇用に目を向けてみると、最低賃金の引き上げは若干の雇用の削減効果が見られる場合もあるが、総じて言えば不況期においても雇用の喪失はAddison et al. (2011) による分析結果からは見いだせない。

Even and Macpherson (2010) もアメリカにおけるリーマンショック期の景気後退期を対象とし、連邦最低賃金引き上げの効果を検証している。これによると、2007年から三度にわたって行われた連邦最低賃金引き上げは9.8万人ぶんの10代雇用を喪失させたが、それは10代雇用の6.9%に相当することになる。

賃金水準の上昇は雇用者にとってコストの上昇にほかならないが、人件費

---

11) 川口 (1980)。

は雇用者にとって数あるコストの一つであることも事実であろう。Hirsch et al. (2012) も2007～2009年にかけて実施された三度の連邦最低賃金引き上げが雇用水準、労働時間へと与える影響を検討している。この分析によると分析対象期間は景気後退期であるものの、連邦最低賃金引き上げは雇用、労働時間いずれにも効果を与えていないことが確認される。このHirsch et al. (2012) による分析結果に依拠するならば、経営者にとって景気後退期は人件費を含む費用の削減を迫られる時期にあたり、最低賃金上昇による人件費の上昇は価格への転嫁、業務内容の再構築をはじめとした他の経路も動員することで吸収されていることが考えられる。

一般的に最低賃金の引き上げは雇用の喪失をもたらす効果を持つものと考えられるが不況期を分析対象とした場合、これまでの先行研究によれば雇用へと及ぼす影響は、明確ではないと考えられる。

### 3. 分析

#### (1) 分析に用いるデータ

表2 分析に用いる変数およびデータ

モデル内の変数		データ出所
<i>E</i>	就労者数	U.S. Census Bureau, Current Population Survey
<i>POP</i>	総人口	U.S. Census Bureau, Current Population Survey
<i>MW</i>	実質最低賃金	U.S. Bureau of Labor Statistics
<i>FED</i>	実質連邦最低賃金	U.S. Bureau of Labor Statistics
<i>AW</i>	実質平均賃金	U.S. Bureau of Labor Statistics
<i>UE</i>	失業率	U.S. Bureau of Economic Analysis
<i>YOUTH</i>	15～19歳人口	U.S. Census Bureau, American Community Survey
<i>EDU</i>	大学卒業以上資格者数	U.S. Census Bureau, American Community Survey

冒頭で述べたように、本稿は最低賃金の動向が雇用へと与える影響を検討する。分析を行うにあたり使用する変数およびデータは表2に示すとおりである。

(2) 最低賃金動向と雇用との関係

表3 (2) 式分析結果

	2001-2015		2007-2009		2009-2015	
<i>C</i>	-8.612	-7.993	-9.180	-9.141	-8.745	-7.674
<i>KAITZ</i>	<b>-0.225(6.572)***</b>	<b>-0.067(5.077)***</b>	<b>0.016(0.948)</b>	<b>-0.011(0.698)</b>	<b>-0.283(2.245)**</b>	<b>-0.106(4.991)***</b>
<i>UE</i>	-0.140(11.906)***	-0.100(16.543)***	-0.080(3.182)***	-0.076(8.936)***	-0.183(4.624)***	-0.059(6.946)***
( <i>YOUTH/ALLPOP</i> )	0.016(0.267)	-0.195(6.293)***	-0.831(5.819)***	-0.843(5.832)***	-0.077(0.331)	0.020(0.414)
( <i>EDU/ALLPOP</i> )	0.225(9.892)***	0.038(2.014)**	0.023(0.420)	0.025(0.441)	0.180(2.238)**	0.014(0.251)
<i>time dummy</i>	no	yes	no	yes	no	yes
<i>state dummy</i>	no	yes	no	yes	no	yes
<i>R</i> <sup>2</sup>	0.982	0.982	0.388	0.995	0.423	0.993

(注) ( ) 内は t 値。\*\*\*は 1%、\*\*は 5%で統計的に有意であることを示す。推計において説明変数および被説明変数変数は対数值用いている。

先に先行研究を通じて吟味したように、近年、アメリカにおいては経済的格差が拡大すると同時に中間層の弱体化が進行しつつある。これら課題に対する方策の一つとして最低賃金引き上げが検討されているが、これには雇用喪失という代償がともなう可能性も否定できない。最低賃金引き上げという施策の有効性を吟味するうえで、それが雇用へと及ぼす影響を吟味することは不可欠であると考えられる。

そこでまず、本稿は最低賃金の動向が雇用へと与える影響を検討する。本稿が用いる分析モデルは、先に吟味したBrownらの研究を嚆矢としてNeumarkやWascherなど多くの先行研究に用いられている一般的なものである。これは(1)式および(2)式で示される。

$$\frac{E_{i,t}}{POP_{i,t}} = C + \alpha MW_{i,t} + \beta UE_{i,t} + \gamma \frac{YOUTH_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + \delta \frac{EDU_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + T\tau_t + S\pi_i + \varepsilon_{i,t} \quad \dots (1)$$

(1)式は15~64歳人口に占める就労者数、つまり生産年齢人口における雇用状況を実質最低賃金、実質GDP、若年層人口比率および人口における教育水準<sup>12)</sup>によって説明するものである。なお  $\tau$  は時間を、 $\pi$  はアメリカにおける各州を示すダミー変数である。くわえて添え字*i*はアメリカにおける州、*t*は時間を

12) 若年層および低スキル労働者は失業のリスクが高いと考えられるため、これら要因をコントロールしている。

それぞれ示している。

さらに(1)式はKaitz (1970) に依拠することで(2)式へと変更される。

$$\frac{E_{i,t}}{POP_{i,t}} = C + \phi KAITZ_{i,t} + \beta UE_{i,t} + \gamma \frac{YOUTH_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + \delta \frac{EDU_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + T\tau_t + S\pi_i + \varepsilon_{i,t} \dots (2)$$

(2)式は実質最低賃金を先のKaitz (1970) で提示されたKaitzインデックスを実質最低賃金に置き換えたものである。Kaitzインデックスは(2-1)式で示される。

$$KAITZ_{i,t} = \frac{MW_{i,t}}{AW_{i,t}} c_{i,t} \dots (2-1)$$

(2-1)式においてKaitzインデックスは実質平均賃金と実質最低賃金との比率、ならびに最低賃金が適用される労働者の割合 $c$ からなる<sup>13)</sup>。

本稿はアメリカにおける最低賃金の動向と雇用との関係を先の(2)式を用いて推計を行った。推計対象期間は2001～2015年、推計対象はアメリカにおける50州である。推計結果は表3で示されている。

まず表3における第一、二列目は2001～2015年を対象とした推計結果を表わしたものである。この期間はブッシュ政権期における景気拡張期、サブプライム危機に起因する不況を経てオバマ政権期での経済回復期に相当する。ここで第二行目のKaitzインデックスの係数推計値はともに負の値を示しており、統計的にも有意である。したがって2001年以降のアメリカにおいて、最低賃金の引き上げは雇用に悪影響を及ぼすものと考えられる。

第三、四列目は2007～2009年に至るまでの期間を対象とした推計結果である。この期間はサブプライム危機によって生じた深刻な景気後退期にあたり、ここでの推計は不況期における最低賃金動向の影響を検討するものである。第二行目のKaitzインデックスの係数推計値は正、負符号は分かれるものの、統計的には有意ではない。この推計結果に依拠すれば、不況期における最低賃金引き上げは雇用に対して影響を持たないことになる。本稿の分析結果はHolmes et al. (2009)、Addison et al. (2011) およびHirsch et al. (2012) などの分析結果を踏襲するものである。

---

13) 本稿では最低賃金が適用される労働者割合を15～64歳人口に占める15～19歳人口比率として求めている。

サブプライムショック以降、アメリカでは雇用が大きく毀損された。表3の第三行目の失業率の係数推計値は、2007年以降において負の値を示しており統計的にも有意である。この推計結果にしたがえば失業率の上昇、つまり経済情勢の悪化がサブプライムショック以降における雇用情勢悪化の主要因として考えることができる。

第五、六列目は2009～2015年を対象とした推計結果を示したものである。この時期はオバマ政権が発足し、不況からの脱却が図られるとともに、中間層の経済状況悪化が注目された時期にあたる。くわえてこの時期では「中間層重視の経済学」が唱導され、そこでは連邦最低賃金の引き上げが重視されているが、最低賃金と雇用との関係に対する視点は「中間層重視の経済学」の是非を問うことにもなる。ここでのKaitzインデックスの係数推計値は、いずれも負の値を示しており統計的にも有意である。つまり中間層の強化を企図した最低賃金の引き上げは雇用の減少を伴うものといえる。すなわち実証的見地にてば、「中間層重視の経済学」の評価には労働市場に対する影響を考慮に入れる必要があろう。

### (3) 連邦・州最低賃金引き上げ政策の影響

表4 (6) 式推計結果

	2001-2015		2007-2009		2009-2015	
<i>C</i>	-7.180	-7.968	-9.250	-9.152	-8.906	-7.537
<b>DIFF</b>	<b>-0.040(3.127)***</b>	<b>-0.024(1.862)*</b>	<b>-0.123(1.720)*</b>	<b>0.015(0.948)</b>	<b>-0.098(1.074)</b>	<b>-0.524(2.266)**</b>
<i>UE</i>	-0.134(43.646)***	-0.098(16.015)***	-0.092(3.639)***	-0.076(8.911)***	-0.140(7.538)***	-0.057(6.5719)***
( <i>YOUTH/ALLPOP</i> )	-0.072(3.790)***	-0.273(10.186)***	-0.403(2.623)***	-0.832(5.819)***	-0.282(3.444)***	-0.073(1.496)
( <i>EDU/ALLPOP</i> )	-0.047(2.563)**	0.039(2.055)**	0.346(7.306)**	0.024(0.420)	0.335(10.341)***	0.014(0.256)
<i>time dummy</i>	no	yes	no	yes	no	yes
<i>state dummy</i>	no	yes	no	yes	no	yes
$\bar{R}^2$	0.976	0.981	0.371	0.968	0.424	0.993
補助回帰 $\bar{R}^2$	0.651		0.216		0.155	

(注) ( ) 内はt値。\*\*\*は1%、\*\*は5%、\*は1%水準で統計的に有意であることを示す。推計において説明変数および被説明変数変数は対数値用いている。説明変数DIFFは  $(\log(MWi,t) - \log(FEDt))$  として求めている。

アメリカでは州ごとに最低賃金が設定され、連邦最低賃金はその下限として

の役割を果たしている。州最低賃金を実際に適用される賃金水準とすれば、連邦最低賃金は適用賃金水準の指針を示すものとして考えることができる。

Burkhauser et al. (2000) は最低賃金の政策的背景について分析しているが、これに依拠すると、まず (3) 式を示すことができる。

$$MW_{i,t} = (FED_t + DIFF_{i,t}) \quad \dots (3)$$

(3) 式において、各州で適用される最低賃金は基準となる連邦最低賃金FEDを下限として、その差であるDIFFを加えたものと定義される。時系列に見ると、連邦最低賃金はすべての州に各年に対応する。このことを考慮すると連邦最低賃金は (4) 式へと変更可能である。

$$FED_t = T\sigma_t \quad \dots (4)$$

ここで  $\sigma$  は連邦最低賃金を示している。

(3)、(4) 式を考慮すれば、(1) 式は (5) 式へと変更可能である。

$$\frac{E_{i,t}}{POP_{i,t}} = C + \theta[(T\sigma_t) + DIFF_{i,t}] + \beta UE_{i,t} + \gamma \frac{YOUTH_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + \delta \frac{EDU_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + T\tau_t + S\pi_t + \varepsilon_{i,t} \quad \dots (5)$$

さらに (5) 式は (6) 式へと書き換えることができる。

$$\frac{E_{i,t}}{POP_{i,t}} = C + \theta DIFF_{i,t} + \beta UE_{i,t} + \gamma \frac{YOUTH_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + \delta \frac{EDU_{i,t}}{ALLPOP_{i,t}} + T(\theta\sigma_t + \tau_t) + S\pi_t + \varepsilon_{i,t} \quad \dots (6)$$

まず (6) 式の右辺第六項は連邦の賃金政策および時間効果をコントロールしたものであり、そのうえで第二項の係数  $\theta$  は連邦最低賃金を下限とした最低賃金の動向が雇用へと及ぼす影響を検証するものである。つまりCardやKruegerらが分析するような州独自の政策判断を背景とした最低賃金動向が雇用へと及ぼす影響を把握するものである。

表4は(6)式推計結果を示している。推計対象期間は2001～2015年、推計対象はアメリカにおける50州である。各州の政策に基づいた最低賃金動向が雇用情勢へと及ぼす効果は第二行目に示されている。2001～2015年を対象とした場合、係数推計値はいずれも負の値を示しており統計的に有意である。つまり、各州の最低賃金が連邦最低賃金を上回るほど雇用は失われることになると考えられる。

表1および図2から見て取るように、2007～2015年は連邦最低賃金が数度に

わたり引き上げられ、州最低賃金がそれに追従する形で引き上げられた時期である。本稿は2007～2009年および2009～2015年の二つの時期に分けて推計を行っているが、第二行目における推計結果は正、負いずれの符号が見られるなどいささか不安定である。このなかで決定係数が高く説明力の高い推計モデルは、時間および州の要因を考慮したものである。これによると、2007～2009年では係数推計値は正の値を示すものの統計的には有意ではなく、2009～2015年では係数推計値は負の値かつ統計的にも有意である。この推計結果によると、サブプライム問題に起因する不況時における最低賃金の引き上げは雇用には影響を特に及ぼしていないと考えられる。対してその後の経済回復の兆しが生じ、連邦政府も最低賃金引き上げを企図しつつあった時期では、最低賃金の上昇は雇用にも悪影響を及ぼすものと考えられる。つまり本稿の分析結果はCardおよびKruegerらのそれとは異なったものとなっている。

ところでBurkhauser et al. (2000) は各州における最低賃金の動向に対する政策の関与を検証するため、州最低賃金を被説明変数とし、時間および州のダミー変数を説明変数とした補助的な回帰分析を行っている。そこでの回帰分析の決定係数を比較材料とすれば、時間および州特有の要因を除いた州独自の政策あるいは判断による最低賃金に対する影響を検証することが可能となる。

この補助的な回帰分析における決定係数は表4の第九行目に示すとおりである。これによると2001～2015年では補助的な決定係数は0.651である。つまり最低賃金動向の65.1%は時間及び州特有の要因によって説明されうる。言い換えれば、残りの34.9%が州政策の関与によるものと考えられる。さらに補助的な回帰分析による決定係数をもとに議論を進めると、最低賃金の動きのうち2007～2009年では79.4%、2009～2015年では84.5%が州独自の最低賃金政策の影響によるものとして考えられる。このことは図2にあるような2007年以降連邦最低賃金が引き上げられるなか、それを下限としてさらなる最低賃金の引き上げを行う州が増加している事実と整合的である。



#### 4. 結び

近年、アメリカでは「中間層重視の経済学」が唱導される背景となったように、経済的格差の拡大、中間層弱体化が懸念されている。この課題に対する処方箋の一つとして最低賃金の引き上げの必要性が説かれることとなった。

一般的な経済理論に依拠するならば、最低賃金の引き上げにより雇用量は減少することとなる。すなわち貧困解消、中間層強化を目的とした最低賃金の引き上げは、雇用の喪失を招き、かえって生活困窮の度合いを悪化させる可能性も否定できない。本稿の問題意識はここにある。

そこで本稿では、実証的見地から最低賃金動向が雇用へと及ぼす影響を検証した。本稿は2001～2015年のアメリカを対象として検討を行っているが、総じて言うならば最低賃金の引き上げは雇用状況の悪化をともなうものであることが確認された。

アメリカの最低賃金制度は、連邦によるものと州によるものの二つの制度からなる。すなわち連邦最低賃金を下限とし、州独自の政策判断により実際に適用される賃金が決定されている。そこで本稿では、アメリカの各州における政策判断が最低賃金に与える影響を検討した。その結果、2007～2009年では79.4%、2009～2015年では84.5%が政策の判断に基づくことが明らかとなった。連邦最低賃金は2007年以降、数度の引き上げを経験しているが、その都度連邦最低賃金水準を上回る最低賃金を設定する州は増加を見せている。本稿の分析結果はこの事実と整合的であるといえる。

つまり最低賃金上昇に関しては政策的関与が濃厚と考えられるが、「中間層の経済学」をはじめとした政策が期待する所得状況改善と損なわれる雇用をトータルでみた、すなわち最低賃金の動向が貧困や経済的格差へと及ぼす影響をさらに検討する必要がある。これは今後の課題としたい。

#### 参考文献

- Addison, John T., McKinley L. Blackburn and Chad D. Cotti (2011) "Minimum Wage Increases under Straightened Circumstances," *IZA Discussion Paper*, No.6036.  
Brown, Charles, Curtis Gilroy and Andrew Kohen (1981) "Time-series Evidence of the

- Minimum Wage on Youth Employment and Unemployment,” *NBER Working Paper Series*, No.790.
- Brown, Charles, Curtis Gilroy and Andrew Kohen (1982) “The Effect of the Minimum Wage on Employment and Unemployment: A Survey,” *NBER Working Paper Series*, No.846.
- Burkhauser, Richard V., Kenneth A. Couch and David C. Witenburg (2000) “A Reassessment of the New Economics of the Minimum Wage Literature with Monthly Data from the Current Population Survey,” *Journal of Labor Economics*, Vol.18, No.4, pp.653-680.
- Card, David (1992) “Do Minimum Wages Reduce Employment? A Case Study of California, 1987-89,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol.46, No.1, pp.38-54.
- Card, David and Alan B. Krueger (1994) “Minimum Wage and Employment: A Case Study of the Fast-food Industry in New Jersey and Pennsylvania,” *American Economic Review*, Vol.84, No.4, pp.772-793.
- Card, David and Alan B. Krueger (2000) “Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-food Industry in New Jersey and Pennsylvania: Reply,” *American Economic Review*, Vol.90, No.5, pp.1397-1420.
- Congressional Budget Office, (2014) “The Effect of Minimum-wage Increase on Employment and Family Income”.
- Council of Economic Advisers (various years) *Economic Report of the President*, various years.
- Council of Economic Advisers (2014b) “The Economic Case for Raising the Minimum Wage,” February 12.
- Deere, Donald, Kevin Murphy and Finis Welch (1995) “Employment and the 1990-1991 Minimum-wage Hike,” *American Economic Review*, Vol.8, No.2, pp.232-237.
- Even, William E. and David A. Macpherson (2010) “The Effect of the 2007-2009 Federal Minimum Wage Increase on Teen Employment,” Employment Policy Institute
- Hirsch, Barry T., Bruce E. Kaufman and Tetyana Zelenska (2012) “Minimum Wage Channels of Adjustment,” *IZA Discussion Paper*, No.6132.
- Holmes, James M., Patricia A. Hutton and Jeffrey D. Brunette (2009) “The Minimum Wage, Teenage Employment and the Business Cycle,” mimeo.
- Kaitz, Hyman (2017) “In Youth Unemployment and Minimum Wage,” *Bulletin*, 1657, Bureau of Labor Statistics.
- Neumark, David and William Wascher (1992) “Employment Effects of Minimum and Subminimum Wages: Panel Data on State Minimum Wage Laws,” *Industrial and Labor Relations Review*, Vol.46, No.1, pp.55-81.
- Neumark, David and William Wascher (2000) “Minimum Wages and Employment: A Case Study of the Fast-food Industry in New Jersey and Pennsylvania: Comment,” *American Economic Review*, Vol.90, No.5, pp.1362-1396.
- Perksy, Joseph and Ron Baiman (2010) “Do State Minimum Wage Laws Reduce Employment? Mixed Messages from Fast Food Outlets in Illinois and Indiana,” *Journal of Regional Analysis & Policy*, 40 ( 2 ), pp.132-142.
- Wellington, Alison J. (1992) “Effect of the Minimum Wage on the Employment Status of Youth: An Update,” *Journal of Human Resources*, Vol.26, No.1, pp.27-46.
- 川口大司『労働経済学—理論と実証をつなぐ』有斐閣、1980年。